

第1章 環 境

○鳥羽志勢広域連合ごみ処理施設の設置 及び管理に関する条例

(平成25年8月1日)
(条 例 第 2 号)

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、鳥羽志勢広域連合ごみ処理施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物のうちし尿及び浄化槽汚泥以外のものをいう。
- (2) 住民 鳥羽市又は志摩市に居住し生活する者をいう。
- (3) 事業者 鳥羽市又は志摩市に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他の団体をいう。

(設置)

A 第3条 鳥羽市及び志摩市内で発生した一般廃棄物を、法第6条の2第1項の規定
〔鳥羽志勢連合七〕により適正に処理するため、施設を設置する。

(名称及び位置)

第4条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
やまだエコセンター	志摩市磯部町山田800番地

(業務の内容)

第5条 施設においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 一般廃棄物の処理に関すること。

(2) 施設及び設備の管理に關すること。

(処理を行う一般廃棄物の種類等)

第6条 施設は、次に掲げる一般廃棄物の処理を行う。ただし、鳥羽志勢広域連合長（以下「広域連合長」という。）が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 可燃ごみ
- (2) 不燃・粗大ごみ
- (3) ペットボトル
- (4) その他プラスチック製容器包装
- (5) びん
- (6) 缶
- (7) 白色トレイ、発泡スチロール
- (8) 紙類
- (9) 蛍光管、乾電池

2 広域連合長は、搬入された一般廃棄物を施設で処理できないと認めるときは、当該処理を拒否することができる。

(施設に搬入できる者)

第7条 施設に一般廃棄物を搬入できる者は、次のとおりとする。

- (1) 鳥羽市長又は志摩市長が一般廃棄物の収集運搬を委託している者
- (2) 法第7条第1項の規定により、鳥羽市長又は志摩市長の許可を受けた者
- (3) 法第6条の2第5項の規定により、鳥羽市長又は志摩市長が一般廃棄物の処理に關して必要な指示をした者
- (4) 住民及び事業者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、広域連合長が特に必要と認めた者

(搬入の制限)

第8条 広域連合長は、一般廃棄物を搬入する者が次のいずれかに該当するとき、施設への搬入を制限することができる。

- (1) 法令に違反したとき。
- (2) 施設の職員等の指示に従わないとき。
- (3) 施設能力の範囲を超えると認められるとき。
- (4) 施設の管理上、支障があると認められるとき。

(5) その他広域連合長が、搬入を不適当と認めたとき。

（処理手数料）

第9条 広域連合長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、一般廃棄物の処理について次の表に定める処理手数料を徴収する。

区 分	処 理 手 数 料 の 額
一般廃棄物	10kg以下のとき 170円 10kgを超えるとき 10kg（10kg未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。）あたり 170円

2 広域連合長は、特別の事由があると認めたときは、前項の処理手数料を減免することができる。

（搬入カードの交付等）

第10条 広域連合長は、事務処理を円滑に行うため、次の各号に該当する者に対し搬入カードを交付することができる。

- (1) 鳥羽市長又は志摩市長が一般廃棄物の収集運搬を委託している者
- (2) 法第7条第1項の規定により、鳥羽市長又は志摩市長の許可を受けた者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、広域連合長が特に必要と認めたもの

2 搬入カードの交付手数料及び再交付手数料は、次の表に定めるとおりとする。

事 項	交 付 手 数 料 の 額
搬入カードの交付	1枚につき500円
搬入カードの再交付	1枚につき500円

3 次の各号のいずれかに該当するときは、交付手数料を減免することができる。
再交付の場合においても同様とする。

- (1) 公用で使用するとき。
- (2) 広域連合長が、特に必要があると認めたとき。

（損害賠償の義務）

第11条 施設を使用する者は、施設等に損害を与えたときはその損害を賠償しなければならない。ただし、広域連合長がやむを得ない事由があると認めたときは賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 広域連合長は、ごみ処理施設の設置及び管理に関する業務のために、必要があるものについては、施行日前においても、これを行うことができる。